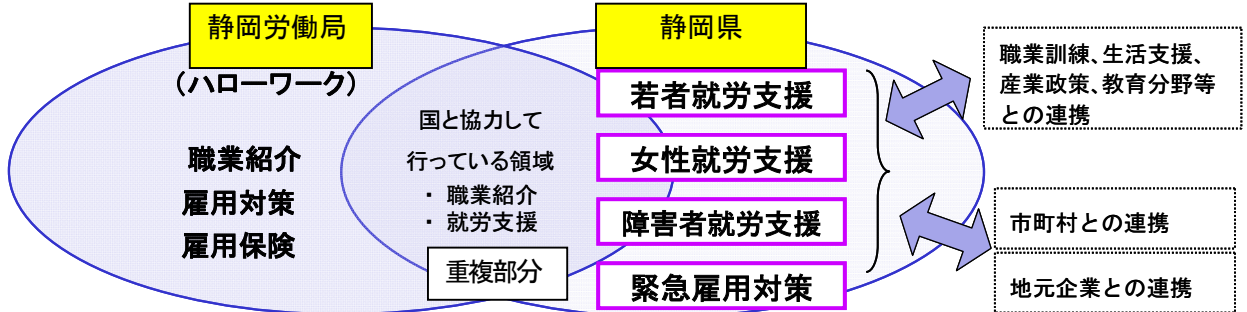


アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）について

静岡県

1 現行制度の概要及び課題

(1) 県と静岡労働局の職業紹介・就労支援分野の業務



※県内ハローワーク本所 12 箇所、出張所 5 箇所

【付属施設】

ハローワークプラザ（静岡）、マザーズサロン（浜松）、マザーズコーナー（静岡、沼津、三島、袋井）、外国人サービスコーナー（静岡、浜松、沼津、清水、掛川、磐田、富士）、パートバンク（藤枝、富士、袋井、裾野）、地域職業相談室（湖西、浜北、伊豆、熱海）、新卒応援ハローワーク（静岡、浜松）、キャリアアップハローワーク（浜松）

○業務の概要（ゴシックは重複業務）

項目	ハローワーク（国）	国・県連携実施	県
職業紹介	・職業紹介、職業訓練のあっせん、求人受理、求人情報の提供	・ハローワーク併設機関 静岡ヤングジョブステーション、求職者総合支援センター	・就職相談センター・ヤングジョブステーションにおける 職業紹介
雇用保険	・雇用保険適用事業所の登録、被保険者の取得・喪失 ・失業給付の受給資格の決定、支給	—	—
雇用対策	・新卒応援ハローワーク、キャリアアップハローワーク等における 職業相談、就職支援セミナー等実施 ・求人開拓 ・外国人雇用サービスコーナーにおける 職業相談 ・助成金・奨励金の申請受付・支給 ・障害者雇用・高齢者継続雇用について法律に基づく	・就職面接会の開催 ・求人開拓	・就職相談センター・ヤングジョブステーションにおける 職業相談、就職支援セミナー等実施 ・求人開拓 ・相談窓口への 外国語通訳者の配置 ・緊急雇用創出事業による雇用創出 ・企業見学会開催

	指導		
職業訓練	・職業訓練のあっせん	—	・技術専門校における職業訓練

(2) 現状での課題及びハローワーク移管に伴う改善点

課題	ハローワーク移管に伴う改善点
・就職に関するサービスはハローワークと就職支援施設、職業訓練施設がそれぞれ実施しており、求職者は就職できるまでそれぞれの機関を行き来しなければならない。	就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供 ・障害者働く幸せ創出センターやヤングジョブステーション等の就職支援施設や職業訓練校でハローワークの求人情報を活用した職業紹介を行うことが可能となり、求職者や訓練生の利便性が向上する。
・求職者に必要なサービスは就職だけでなく、生活保護、多重債務、住宅、介護・育児に関する相談など多岐に渡るが、求職者は県や市町の福祉窓口に変更して出向かざるを得ない。	生活支援などのサービスもワンストップで提供 ・求職者が必要とする様々な支援をワンストップで提供する工夫をしたり、市町と連携し求職者本位のトータルな支援を実施できる。
・県の産業振興部門との連携が不十分であるため、新産業育成に向けた企業の求める人材（専門職、サービス分野等）が供給できていない。	新産業育成などの政策と一体化した雇用政策が可能 ・産業振興部門と一体的な政策展開により、地域の強みを生かした産業の育成と、その担い手確保を一体的に実施できる。
・ハローワークのジョブ・サポーターと学校との連携の効果が十分でない。	学校教育との連携の強化が可能 ・学生の就職支援を行うジョブ・サポーターが同一指揮命令で動けることにより、的確なマッチングを実現できる。
・全国一律のサービスを提供するハローワークでは、障害者やニート等の支援団体等とのつながりが薄く、きめ細やかな対応が困難である。	民間との連携によりきめ細やかな支援が可能 ・民間の支援団体等と連携し、就職に様々な悩みを抱える方へ一元的にきめ細やかな支援が可能となる。

(3) ハローワーク移管に伴う課題

- ・全国求人・求職ネットワークシステムの分断
⇒国か都道府県の連合体が引き続きシステムを保有
- ・雇用保険の適切な運用の確保
⇒雇用保険の運用は引き続き国が行い、認定・給付は都道府県

2 提案

ハローワーク業務のうち、職業紹介（除：総合的雇用情報システム）、雇用対策及び雇用保険（除：保険料率の設定等）を地方移管（県内1箇所以上）

項目	地方移管するもの	国に存置するもの	
		国と地方の一体的実施	国に存置
職業紹介	<ul style="list-style-type: none"> 求職情報の登録 求人情報の閲覧 職業訓練のあっせん 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的雇用情報システム 	
雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> 職業相談、就職支援セミナー等実施 求人開拓 助成金・奨励金の申請受付・支給 		
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 離職票の受理 失業の認定 雇用保険の給付等 		<ul style="list-style-type: none"> 保険の認定基準 保険料率の設定

○スケジュール

H23年度 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> (国における) 提案内容の検討、実施主体の選定等 「一体的実施」、「地方移管」の実施範囲、実施方法、実施箇所、経費負担等に係る国との検討・協議
H24～26 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> 希望自治体での一体的実施に係る3年程度の試行(段階的实施) 成果と課題の検証
H24	<ul style="list-style-type: none"> 「一体的実施」、「地方移管」に向けた情報システム、その他施設・設備の整備 「一体的実施」、「地方移管」に向けた職員の研修 「一体的実施」の業務開始 「地方移管」の一部業務(新卒者・若年者に対する就職支援)の先行移管
H25	<ul style="list-style-type: none"> 全対象業務の地方移管
H26	<ul style="list-style-type: none"> 全対象業務の地方移管 成果と課題の検証
H27以降 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> 成果と課題の検証 広域的实施体制の枠組みの整備状況を踏まえ、地方移管を検討

「アクション・プランを実現するための提案」について（追加提案）

静岡県

アクション・プランを実現するための提案については、第1次募集（平成23年3月末期限）において既に提案しているところであるが、依然として厳しい本県の雇用情勢を踏まえ、次のとおり追加提案する。

追加提案

本県の雇用情勢に対応した緊急措置として、当面の間、求職者総合支援センターにおける一体的実施を行う。

○スケジュール（求職者総合支援センター部分のみ）

H23 年度	・（国における）提案内容の検討 ・「一体的実施」に係る国との協議
H24 年度	・一体的実施の施行 ・成果と課題の検証
H25 以降	（雇用情勢、前年度における検証結果等により継続検討）

○「一体的実施」に係るイメージ

